官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示の一部を改正する告示
（デジタル庁・総務三三）　一
〔その他告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件
（農林水産一二九六）　三
〔人事異動〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　船舶活用医療推進本部事務局　七
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、地方競馬全国協会令和七事業年度決算等、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係　四一
会社その他　四四
会社決算公告　四九

法規的告示

○デジタル庁総務省告示第三十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百七十六条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示（平成二十九年内閣府・総務省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正